

①耐震改修促進法第14条第2号【危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物】

政令 第7条第2項	用途	数量
第1号	火薬	10トン
	爆薬	5トン
	工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管	50万個
	銃用雷管	500万個
	実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線	5万個
	導爆線又は導火線	500キロメートル
	信号炎管若しくは信号火箭又は煙火	2トン
	その他火薬又は爆薬を使用した火工品	当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれ火薬・爆薬に定める数量
第2号	石油類	危険物の規制に関する政令別表第3の類別の欄に掲げる類、品目の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量
	消防法第2条第7項に規定する危険物(石油類を除く)	
第3号	危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性個体類	30トン
第4号	危険物の規制に関する政令別表第4備考第8号に規定する可燃性液体類	20立方メートル
第5号	マッチ	300マッチトン ※1マッチトン＝並型マッチで7,200個、約120キログラム
第6号	可燃性ガス(第7号、第8号に掲げるものを除く)	2万立方メートル
第7号	圧縮ガス	20万立方メートル
第8号	液化ガス	2,000トン
第9号	毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物	20トン
第10号	毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する劇物(液体又は気体のものに限る)	200トン

注)上記に該当する建築物のうち、昭和56年5月31日以前に着工(※)した建築物が該当します。

(※)当該建築物の建築基準法第6条第1項による確認通知日など

消防法 (<http://law.e-gov.go.jp/htldata/S23/S23HO186.html>)

危険物の規制に関する政令 (<http://law.e-gov.go.jp/htldata/S34/S34SE306.html>)

毒物及び劇物取締法 (<http://law.e-gov.go.jp/htldata/S25/S25HO303.html>)